

熊本市視覚障害生活訓練等指導者養成事業委託

基本仕様書

1 業務名

熊本市視覚障害生活訓練等指導者養成事業委託

2 目的

- (1) 本市が実施する視覚障がい者生活訓練事業（以下、「生活訓練事業」という。）に専従できる視覚障害生活訓練等指導者（以下、「歩行訓練士」という。）を養成すること
- (2) 生活訓練事業に従事する歩行訓練士の不足を補い、同訓練の受講待機者の解消及び受講間隔の短縮を図り、年間の受講修了者数を増加させること
- (3) 視覚障がい者の社会参加及び復帰を支援し、その意欲を促すことで、視覚障がい者福祉の向上を図ること

3 履行場所

熊本市内 他

4 委託期間

契約締結日から令和 10 年（2028 年）3 月 31 日まで

5 業務概要

- (1) 養成対象者を受託者にて雇用すること。
- (2) 養成対象者を社会福祉法人日本ライトハウスの視覚障害生活訓練等指導者養成課程の令和 9 年度 4 月生として、令和 9 年(2027 年) 1 月 8 日（金）までに入校手続きを行うこと。ただし、社会福祉法人日本ライトハウスの募集開始時期の変更その他受託者の責によらない事由がある場合を除く。
- (3) 養成対象者に養成課程の基礎Ⅰ及び基礎Ⅱを修了させること。
- (4) 養成対象者の視覚障害生活訓練等指導者養成課程修了のための支援を行うこと。
なお、本件の養成課程の受講に必要となる以下の費用は、委託費用に含まれるため、受託者が負担するものとし、養成対象者に負担させてはならない。
ア 養成対象者の人件費（給与、賞与、家賃補助、通勤手当、社会保険料等）
イ 養成対象者の養成課程受講に係る費用（視覚障害生活訓練等指導者養成課程の受講料、旅費、養成課程受講期間の家賃（大阪市滞在期間に限る。敷金礼金を含み、光熱水費を除く。）、消耗品費、備品購入費）
- (5) 養成課程の履修状況や受託者による支援内容等について、月に 1 回以上、報告書を熊本市に提出すること。

6 留意事項

- (1) 災害等の不可抗力によらない受託者都合による契約解除となった場合においては、受

託者は、契約金額の10分の1に相当する額（その金額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を違約金として、熊本市の指定する期間内に支払うものとする。

なお、受託者都合には、令和9年（2027年）1月8日（金）までに社会福祉法人日本ライトハウスの視覚障害生活訓練等指導者養成課程の令和9年度4月生としての入校申込ができなかった場合及び養成対象者の都合により養成課程を継続して受講できなくなった場合を含む。

また、契約解除となった場合において、契約後から契約解除時まで発生した費用の支払及び期限については、契約書の定めるところによるものとする。

- (2) 本業務を遂行するにあたり、熊本市と受託者間にてあらゆる連絡手段（オンライン、対面）でいつでも問合せや連絡等をやりとりできる環境・体制を整備すること。
- (3) 受託者は、熊本市が本業務を実施するにあたり、生じた疑問について助言、回答を可能な限り行うこと。なお、熊本市からの本業務に関する問い合わせに対して、2週間以内に回答できる体制を組むこと。
- (4) 本件に関して疑義が生じた場合、または本仕様書に記載のない事項については、熊本市と受託者とで協議を行い決定するものとする。